

財務省第5入札等監視委員会

平成29年事務年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成30年4月18日（水）東京税関会議室	
委員	委員 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士）	
審議対象期間	平成29年10月1日（日）～平成29年12月31日（日）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：平成29年度 門型金属探知機の調達 契約相手方：イービストレード株式会社 （法人番号6010001068278） 契約金額：42,965,640円 契約締結日：平成29年12月19日 担当部局：東京税関
2 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：横浜税関3.5m浮棧橋移設工事 契約相手方：錦海運建設株式会社 （法人番号7020001003241） 契約金額：126,360,000円 契約締結日：平成29年11月24日 担当部局：横浜税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：成田地区高濃度PCB汚染廃棄物の搬入荷姿登録業務 契約相手方：株式会社アイビット （法人番号2030001112995） 契約金額：1,195,276円 契約締結日：平成29年10月20日 担当部局：成田税関支署
4 随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：大黒埠頭コンテナ検査センターの遮蔽扉改修に係る請負契約 契約相手方：株式会社IHI検査計測 （法人番号4010701000913） 契約金額：10,260,000円 契約締結日：平成29年12月4日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：平成29年度 門型金属探知機の調達 契約相手方：イービストレード株式会社 (法人番号6010001068278) 契約金額：42,965,640円 契約締結日：平成29年12月19日 担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>予定価格の積算方法について説明願いたい。</p> <p>低落札率の要因（46.2%）について説明願いたい。</p>	<p>金地金の密輸リスクのある旅客に対し、これまで身辺検査や携帯型の金属探知機を用いた検査を実施していたが、金地金の密輸阻止への検査強化にあたり、身辺への金の巻き付けや体内などへの巧妙化且つ多様化している隠匿方法に対応するため、また、空港等を利用する多くの旅客を対象として、できるだけ流れを止めずに迅速な通関を図るため、全国の空港を中心に厳格且つ効率的な取締が実施可能な門型金属探知機89式を調達したものである。</p> <p>予定価格の積算にあたり、門型金属探知機やX線検査装置などの機器を多く取扱う事業者3者から見積りを取得し、項目毎に最も安価なものを採用し積算したものである。</p> <p>応札した全事業者が予定価格を大きく下回ったため、見積書を提出した者に問い合わせたところ、見積りの時点では機器メーカーから定価に近い価格を提示されたが、その後、多量の発注に向けた価格交渉において大幅な減額に至ったとのことであり、さらに落札者においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所が日本国内の税関空港などであることから、メーカーが宣伝効果を期待し、可能な限り値引きを行った ・ 海外製造地からの輸送コストについて、安価な海上輸送を効率的に利用することで節減できた ・ 納入先が絞られており、また設置作業の委託事業者が空港を拠点としていることから委託コストを抑えられた <p>とのことであり、これらを要因として当初見積価格から大幅な価格低減となり、結果として低落札率となったものである。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：横浜税関3.5m浮棧橋移設工事 契約相手方：錦海運建設株式会社 (法人番号7020001003241) 契約金額：126,360,000円 契約締結日：平成29年11月24日 担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>一者応札の要因について説明願いたい。</p>	<p>本件は、横浜税関3.0m型の広域監視艇「みらい」を係留する既設3.5m浮棧橋を、横須賀港長浦地区へ移設する工事等を行ったものである。</p> <p>1. 移転背景について</p> <p>横浜市より使用許可を得て「新港埠頭」に船員詰所や浮棧橋等の係留施設を設置していたが、横浜市港湾計画に基づき、当該埠頭を客船ターミナル埠頭として整備することになったため、横浜市より、平成30年3月までに当該係留施設を撤去するよう要請があった。よって、当該監視艇の取締り上の効率性、占有可能水域、静穏性等を検討した結果、係留施設の移転先として「横須賀港長浦地区」を選定し、当該地区に浮棧橋を移設することとしたものである。なお、船員詰所は、当該地区にある「横浜税関横須賀税関支署」に整備した。</p> <p>2. 工事概要について</p> <p>浮棧橋の固定方法としては、「シンカー据付方式」、「鋼管杭据付方式」がある。シンカー据付方式は、浮棧橋に取り付けたチェーンを海底に設置したシンカーブロックに繋げて固定するもので、従前の「新港埠頭」においては当該方式により浮棧橋を固定していた。一方、「横須賀港長浦地区」においては水域が狭隘なため、シンカー据付方式ではチェーンの長さによって隣接他者の占有水域にかかる恐れがあること、また、当該水域に隣接する船舶の係留・航行に支障が生じることから、鋼管杭据付方式により浮棧橋を固定することとした。</p> <p>また、「新港埠頭」で設置していたシンカーブロックの撤去と廃棄、浮棧橋を「鋼管杭据付方式」で固定するため改修整備を行った。</p> <p>横浜税関においては本工事と類似する契約実績がないことから、入札の実施前に、一般競争入札の参加資格を有している海洋土木会社数十社に対して、本工事が実施可能か否かヒアリングを行ったが、全ての者から建設業法第26条に規定された主任技術者が</p>

意見・質問	回 答
<p>高落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>確保できないため入札には参加できない旨の返答があった。併せて、近年は、海洋土木工事が数多く行われており、業界全体で主任技術者が不足している状況にあることも判明したので、本工事の入札参加資格は原則「C」等級であるが、より多くの入札参加者を見込むため「全等級」を参加資格として入札を実施した。</p> <p>結果、一者応札となったが、主任技術者が確保できないため入札に参加しない者が多かったことが、その要因であると考ええる。</p> <p>本工事における予定価格は、本工事の前に実施した工事設計委託業務契約において提出された「工事費内訳書」に基づき、「建設物価資料」や、国土交通省港湾局監修の「港湾土木請負工事積算基準」等を用いて算出、決定した。</p> <p>高落札率となった要因としては、1回目の入札では落札せず、再度入札を行った結果であると考ええる。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：成田地区高濃度PCB汚染廃棄物の搬入荷姿登録業務</p> <p>契約相手方：株式会社アイビット (法人番号2030001112995)</p> <p>契約金額：1,195,276円</p> <p>契約締結日：平成29年10月20日</p> <p>担当部局：東京税関（成田税関支署）</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>高濃度PCB汚染廃棄物の処理方法について説明願いたい。</p> <p>予定価格の積算方法について説明願いたい。</p> <p>低落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>高濃度PCB汚染廃棄物については、平成35年3月31日までの処分義務が法定されており、当該汚染廃棄物を処分委託できる相手方が中間貯蔵・環境安全事業株式会社JESCOのみとなっている。</p> <p>JESCOへ処分依頼するには荷姿登録を行う必要があり、荷姿登録を行うには、JESCOが指定した容器への詰め替え、実重量の計測、写真撮影、調査票の作成等登録申請のために必要な作業がある。今回処分数量が8トンを超えることから、これらの登録申請のために必要な事前作業を業者へ委託したものである。</p> <p>PCB保管事業者が前述のとおり、指定容器への詰替え等の荷姿登録を行う上での準備作業を行い、申込書を作成する。今回の調達は、ここまでの業務であり作成された申込書をもってJESCOに対して搬入荷姿登録申込を行い、JESCOより登録書の発行を受ける。</p> <p>現在、成田税関支署では、登録書の受領まで終了しており、今後はJESCOとの処理委託契約の締結、JESCOから搬入のための入門許可を受けている者との収集運搬委託契約を締結し、JESCOへの搬入・処理を行う。処理完了後、JESCOから産業廃棄物マニフェストの提出を受けることで終了となる。</p> <p>市場価格調査において、3者から見積書を徴し、指定容器および作業に付随する雑材料費、作業費、運搬費、諸経費のそれぞれの最低価格の合計価格を採用した。</p> <p>入札結果は落札率が約43.4%であった。 今回落札した者にヒアリングしたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様案件を多く受注していることからノウハウがある ・本案件は現場作業費が主となっており、作業期間を4～5日で集中して行うことを想定し、人件費を抑えた結果である

意見・質問	回答
	<p>との回答を得ている。</p> <p>なお、履行に際しては、現場作業時に監督職員が立ち会い、作業が適正に遂行されたことを確認している。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：大黒埠頭コンテナ検査センターの 遮蔽扉改修に係る請負契約</p> <p>契約相手方：株式会社IHI検査計測 (法人番号4010701000913)</p> <p>契約金額：10,260,000円</p> <p>契約締結日：平成29年12月4日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>一者応札の要因について説明願いたい。</p> <p>高落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>本件は、横浜税関大黒埠頭コンテナ検査センターにおける大型X線検査装置の「出口側遮蔽扉」を開閉させるための走行台車の「車軸」が折損し、検査不能状態に陥ったため当該車軸を交換したものである。また、「入口側遮蔽扉」の「車軸」についても、出口側と同時期から稼働していることから、故障の未然防止を目的として併せて交換したものである。</p> <p>1. 車軸の調達について</p> <p>遮蔽扉を開閉させる走行台車の設計は各検査センターで異なっているため、本件台車に適合した車軸を製作する必要がある。</p> <p>車軸強度は、既存車軸と同程度の強度が必要のため、材質の選定を含め、遮蔽扉の荷重に耐えられるよう強度計算を課している。</p> <p>2. 治具の調達について</p> <p>遮蔽扉は巨大な構造物である。通常、走行台車から吊り下げた状態で開閉するが、車軸が折損したことによってバランスを崩し、開閉途中で動作不能に陥った。</p> <p>よって、当該車軸を交換する際には、遮蔽扉を一旦持ち上げて、適正な位置で遮蔽扉を固定するための特別な「治具」を製作する必要がある。</p> <p>本調達で交換する車軸や走行台車、遮蔽扉は横浜税関所有であるが、X線装置を含め走行台車の駆動機械部分や同制御装置はリースであることから、本件はリース相手以外が請け負うことは困難であると思われるところ、公募を実施した結果、公募申請が一者のみであった。</p> <p>本件の予定価格は、公募申請した大型X線検査装置の賃貸借契約相手方から参考見積りを徴取し、見積額をもって予定価格を決定したものであるが、価格の構成要素としては、車軸及び治具の設計・製作、巨大重量物を扱う作業員の確保、重機の借受けであ</p>

意見・質問	回答
	<p>り、人件費の占める割合が高いことに加え、重機は第三者リースであることから、値引きの要素がなく高落札率となったものである。</p>